

## 参考資料一覧

参考資料 1	食物アレルギーのある児童生徒等の申出数について . . . . .	2
参考資料 2	エピペンを携行する必要がある児童生徒について . . . . .	3
参考資料 3	食物アレルギーのある児童生徒への対応について . . . . .	4
参考資料 4	詳細献立表配布および給食内容変更申請書 . . . . .	6
参考資料 5	給食の代替希望申請書（開始・継続） . . . . .	7

食物アレルギーのある児童生徒の申出人数 (平成25年2月1日現在)

【久喜地区】

久喜小学校	7人	久喜中学校	6人
太田小学校	10人	久喜南中学校	1人
清久小学校	2人	久喜東中学校	3人
本町小学校	7人	太東中学校	7人
青葉小学校	3人	合 計	17人
青毛小学校	1人		
久喜東小学校	8人		
久喜北小学校	7人		
合 計	45人		

【菖蒲地区】

菖蒲小学校	4人	菖蒲中学校	5人
三箇小学校	3人	菖蒲南中学校	1人
菖蒲東小学校	3人	合 計	6人
合 計	10人		

【栗橋地区】

栗橋小学校	5人	栗橋東中学校	4人
栗橋南小学校	11人	合 計	4人
合 計	16人		

【鷺宮地区】

鷺宮小学校	5人	鷺宮中学校	2人
桜田小学校	6人	鷺宮東中学校	4人
上内小学校	1人	鷺宮西中学校	2人
砂原小学校	10人	合 計	8人
東鷺宮小学校	9人		
合 計	31人		

## エピペンを携行する必要がある児童生徒について

(アナフィラキシー・ショックの対応)

(平成25年4月23日現在)

No	学年	具体的対応
1	小1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と学校がエピペンを保管することで調整中。</li> <li>・全教職員に周知徹底を図っている。</li> <li>・保護者、管理職、担任、養護教諭と情報の共有を綿密に行い、常に保護者と連絡を取り合っている。</li> </ul>
2	小3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エピペンの使用について、主治医と調整中。</li> <li>・医師を講師に向かえ、教職員と保護者合同で、エピペンに関する研修会を予定している。</li> <li>・給食の内容によっては、保護者が代替のおかずやデザートを持たせている。</li> </ul>
3	小4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の場合は、かかりつけ医へ搬送することとなっている。</li> <li>・母親がエピペンを所持しており、給食の時間はいつも自宅にいたので何かあった場合には連絡することとなっている。</li> <li>・保護者、管理職、担任、養護教諭と情報の共有を綿密に行い、常に保護者と連絡を取り合っている。</li> </ul>
4	小6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の場合は、かかりつけ医へ搬送することとなっている。</li> <li>・保護者の協力により、エピソードレーナーを借りて教職員研修をおこなっている。</li> <li>・保護者、管理職、担任、養護教諭と情報の共有を綿密に行い、常に保護者と連絡を取り合っている。</li> <li>・保護者から児童の緊急マニュアルをもらっている。</li> <li>・保護者の申出書により、詳細献立を配布している。</li> <li>・給食の内容によっては、保護者が代替のおかずやデザートを持たせている。</li> <li>・アナフィラキシーショックを起こす食材を使用している献立の日は、配膳が始まる前に保健室に避難しお弁当を食べている。</li> </ul>
5	中2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の場合は、かかりつけ医へ搬送することとなっている。</li> <li>・医師を講師に向かえ、教職員と保護者合同で、エピペンに関する研修会を実施している。</li> <li>・全教職員に周知徹底を図っている。</li> <li>・エピペンを職員室と本人と1本ずつ保管している。</li> <li>・同意書の提出はないが、緊急時には職員が対応することに同意してもらっている。</li> </ul>
6	中3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の場合は、かかりつけ医へ搬送することとなっている。</li> <li>・保護者と相談の上、エピペンを自己管理している。</li> <li>・保護者、管理職、担任、養護教諭と情報の共有を綿密に行い、常に保護者と連絡を取り合っている。</li> </ul>

### ※ かかりつけ医について

土屋小児病院 (久喜市)	4名
済生会栗橋病院 (久喜市)	1名
さいたま市立病院 (さいたま市)	1名

## 食物アレルギーのある児童生徒への対応について

項目	対応
代替食について	代替食を希望する場合においては、まず、保護者から「給食の代替希望申請書」を提出していただき、その児童生徒を対象に、栄養士や学級担任、養護教諭による面接を実施した上で、「医師からの食事療法の指示がある」「原因物質(アレルゲン)が特定されている」「家庭で食事療法をしている」などの条件を満たしている児童生徒に対して、「パン」と「デザート」を提供しています。
除去食について	本市では、「除去食」は提供していないため、その日の献立の中にアレルギー原因の食物が入った副食がある場合については、保護者の判断で弁当を持参していただきます。
学校給食における食物アレルギーへの対応について	食物アレルギーにより、個別の対応が必要な児童生徒に対しては、「詳細献立の配布」「牛乳の停止」「牛乳のみ飲用」「弁当持参」「パン・デザートの代替」の5項目について、対応しています。
食物アレルギーの原因物質の把握について	児童生徒一人一人の食物アレルギーの原因食品や原因物質については、保護者から提出していただく「詳細献立表配布および給食内容変更申請書」によって把握をしています。
食物アレルギーの原因食品について	「卵(卵白、卵黄)」「小麦」「牛乳などの乳製品」「そば」「いんげん、さやえんどうなどの大豆製品」「いわし、たら、えび、まぐろなどの魚介類」「ピーナッツ、アーモンド、ピスタチオなどのナッツ類」等です。
そばアレルギーへの対応について	そばそのものが学校給食に出ることはありません。ただし、学校給食以外の修学旅行や調理実習などの学校行事で、そばが出る可能性がありますので、食物アレルギーの申請書は必ず提出していただきます。
誤食防止の手立てについて	代替食を提供する場合は、該当する学校の配膳室に通常の給食と分けて届けられ、代替用の食品にシールを貼り、代替食であることを、はっきりとわかるようにしています。代替食は、その後、担任が直接配膳室に取りに行くか、配膳員が各教室へ運ぶかの、いずれかの方法によって、配膳員から担任へ直接手渡しします。 そして、担任が対象の児童生徒に直接手渡しをして、誤食の防止を図っています。

<p>エピペンを携行する必要がある児童生徒が誤食した場合の対策について</p>	<p>万一、誤食により、アナフィラキシー・ショックの疑いがあり、緊急を要する事態が生じた場合、学校では平成21年2月に県から配布されました通知文「学校におけるエピペンの使用の際の同意書について」をもとに、第一に救急車を要請します。そして、児童生徒が自らエピペンを接種できる場合は、児童生徒自身によりエピペンを接種させます。</p> <p>児童生徒がエピペンを自分で打てる状態でない場合は、できるだけ電話にて保護者の同意又は主治医の指示を受けた後に、教員がエピペンを接種します。保護者や主治医に連絡が取れない場合でも、エピペンの使用について事前に保護者から同意を得ている場合は、学校の判断でエピペンを接種します。</p> <p>これらの処置後は、速やかに教職員が同伴して主治医または医療機関へ救急車にて搬送します。</p>
<p>アナフィラキシー・ショックへの対応について</p>	<p>血圧が下がり意識の低下がみられるなどの、アナフィラキシー・ショックの場合には、まず救急車を要請し、学校として次のような処置をおこない医療機関への搬送を急ぐことになります。</p> <p>「適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせる」「嘔吐に備え、顔を横向きにする」「意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認する」</p>
<p>食物アレルギーの情報共有について</p>	<p>食物アレルギーのある児童生徒については、「何を食べることができないか」についての「詳細献立表配布および給食内容変更申請書」を保護者から提出していただいています。この内容は、調理場はもとより、年度当初に職員会議等で全教職員に周知し、食物アレルギーのある児童生徒の情報共有を図っています。</p>

詳細献立表配布および給食内容変更申請書

久喜市教育委員会教育長 あて

届出年月日 平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

学 校 名	年 組	年 組
児童生徒名	性 別	男 ・ 女

下記の理由により詳細献立表の配布および給食内容の変更を希望します。

1. 申請理由(該当するものに○)

<input type="checkbox"/> 食物アレルギーおよび食事制限等を伴う疾患 ※
<input type="checkbox"/> 宗教上の理由 <input type="checkbox"/> その他の理由 _____

2. 詳細献立表配布および給食内容変更(該当するところに○)

詳細献立の配布	
盛り付け表	
アレルギー対象食品一覧表(前期4月～9月・後期10月～3月)	
アレルギー対象食品一覧表(毎月)	加工食品等微量に使用している場合も、資料が欲しい
	加工食品等微量に使用している場合は、資料はらない
給食の停止(弁当持参)	
献立の内容により、一部弁当持参	
牛乳のみ飲用	
牛乳の停止	
代替希望(パン・デザート) ※様式2を提出	

※食物アレルギーおよび食事制限等を伴う疾患による場合は、必ず記入してください。

原因食品(アレルゲン)	その食品により現れる症状
医師から指示された食事療法の内容 (症状が現れた時期)	歳ごろ
(医療機関名)	(医師の指示) <u>必ずご記入ください</u>
(担当医)	
最後に受診した日( 年 月頃)	
その他 エビペン使用について 有・無	
家庭での状況	<input type="checkbox"/> 食事療法をしている <input type="checkbox"/> 特にしていない
栄養士等との面談	希望日 年 月上旬・中旬・下旬 ※代替希望する場合面談は必須です。

## 給食の代替希望申請書(開始・継続)

届出年月日 平成 年 月 日

久喜市教育委員会教育長 あて

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

学 校 名	学校	年組	年 組
児童生徒名		性別	男 ・ 女

下記のとおり給食の代替を希望します。

### 1、給食代替の希望

代替内容	希望するものに○	原因食品 (アレルギー)	献立通常食	対応食 (内容)
パンの代替		乳	パン (乳使用)	乳不使用パン※
		卵	パン (卵使用)	卵不使用パン※
デザート代替		乳	ヨーグルトなどの乳製品	ゼリー等
		卵	プリン・クレープなど	ゼリー等

※パンやデザート類は、同じ施設内で卵・乳を使用した製品も製造しているため、完全な除去ではありません。

### 2、代替を提供できる条件

◆次の条件を全て満たす児童生徒を対象とします。

1. 医師から食事療法の指示がある(様式1)
2. 原因食品(アレルギー)が特定されている
3. 家庭で食事療法をしている

条件を満たしていない場合は、代替の対応はできません。

### 3、保護者連絡先

連絡先	自宅・携帯 ( )	電話番号	
-----	-----------	------	--

4、パン・デザート代替を提供する際は、事前に通知します。